

住民基本台帳カード交付等申請・届出書

- 交付申請
- 再交付申請
- 紛失（一時停止
- 発見（一時停止解除）届
- 返納届
- 記録事項変更届
- 暗証番号再設定（照合番号ロック解除）申請
- 暗証番号変更申請
- 相模原市長 あて
- 継続利用申請（後日）

記載例

どなたのカードが必要ですか（申請者）

平成 年 月 日

住民票コード		生年月日	明大昭平 11年11月11日	性別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
氏名	フリガナ サガミ タロウ 相模太郎 (印) <small>(申請者本人が署名すれば押印の必要はありません。)</small>				
住所	相模原市 緑・中央・南区 中央2丁目11番15号 方書(アパート・部屋番号等) あじさいハイツ201				
電話	042 (754)1111	希望する カードの様式	<input checked="" type="checkbox"/> 顔写真なし <input type="checkbox"/> 顔写真あり	電子証明書の有無	<input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり

住民票コードがわからない場合は、生年月日と性別を記載してください。顔写真は、顔写真付きを希望する場合のみご用意ください。暗証番号を設定する必要がありますので、カードの交付には必ずご本人がお越しください。

太枠の中のみご記入ください。住民票コードがわからない場合、生年月日、性別をご記入ください。顔写真付きのカードの交付を申請される方は、顔写真をご用意ください。顔写真は、6ヶ月以内に撮影した正面、脱帽、無背景の写真で、縦4.5cm×横3.5cmのものをご用意ください。また、写真がはがれる場合がありますので、写真の裏にはお名前をお書きください。帽子・サングラスや背景があるなど本人確認をするのに不適当な場合、また写真が規定サイズ外の場合には、受け付けることができませんので、ご注意ください。

緑区役所区民課、中央区役所区民課、南区役所区民課、津久井まちづくりセンターで申請される場合で、運転免許証やパスポートなど顔写真付きの本人確認書類と、健康保険証などの複数をお持ちの方は、即日交付が可能です。上記の確認書類がない場合、または上記以外の窓口で申請した場合、即日交付はできません。申請受付後、「住民基本台帳カード交付通知兼照会書」を、申請者の住民登録地に簡易書留（転送不要）で郵送します。通知が届きましたら、申請時と同じご本人であることが確認できる書類を複数持って、再度申請した窓口にご本人がお越しください。ご本人に暗証番号（4ケタ）の設定をしていただきます。

法定代理人の方で、相模原市以外に本籍がある場合は、戸籍謄本又は抄本をお持ちください。

窓口に来た方はどなたですか（ の申請者と同じ場合は記入する必要はありません。）

窓口に来た人	電話 ()
住所	

[受付窓口記入欄]

[受付時確認事項]

本人確認書類コピー 聴聞
免・バ・身・保・年・生・キャ・診
住B・住A・学・在・()
在留資格
永住・特永
他(期限:)

・再交付申請受付時
旧カードの電子証明書説明
・記録
電券
新・旧

受付窓口記入欄	受付	出納	作成・記載	照合	交付

<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td colspan="5">受付窓口</td> </tr> <tr> <td>緑</td><td>津</td><td>城</td><td>央</td><td>北</td> </tr> <tr> <td>湖</td><td>藤</td><td>田</td><td>上</td><td>模</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>新</td> </tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>東</td> </tr> </table>	受付窓口					緑	津	城	央	北	湖	藤	田	上	模					新					東	カード番号： 有効期限：	カード発送： 通知発送：	印 印	整理番号
受付窓口																													
緑	津	城	央	北																									
湖	藤	田	上	模																									
				新																									
				東																									

【注意】電子証明書を発行している方は次の点にご注意ください。

1 氏名や住所を変更された方は電子証明書が失効します(一部の方を除く)。引き続きご利用いただくためには、別途手続きが必要です。